

10月安全衛生活動目標（作業手順書の見直し・作業員の適正配置・安全パトロール）

（全国労働衛生週間 10月1日～10月7日）

1. 作業手順とは、不安全な状態や不安全な行動を排除した作業行動を示すもの。

1) 作業手順書とは

（能力開発研究センターPDFより）

・手順書は、作業者に作業行動の順序をわかりやすく示すと共に各作業のやり方と急所を表すものでなくてはならない。

・手順書は**実際の作業が無理なく、早く、正確かつ安全に実施可能**とすることを目的としている。また、作業手順は理想作業環境下での作業行動ではなく、**実際の作業現場、実際の作業に則して**作成されなければその効果は十分に期待できない。

・手順書どおりに行うことで**事故が起こらないか、確率は非常に低くなる。手順書どおりに行わないために事故が発生**することがある。

・理想的には手順書は整理・整頓された環境下での定常の場合の手順となるため、**整理整頓されてない等の非常の場合の対処を盛り込む必要**がある。

・一般に事業所内での作業手順書の作成は、**作業を十分に習得した作業者が行い、複数のチェックを受けたのち、承認され、利用、管理**されている。そして**形骸化しないよう事業所の安全衛生の推進の仕組み**の中で改定がされており、より精査されたものとして維持されるよう努力されている。

2. リスクアセスメントを取り入れた作業手順書の作成

1) **リスクアセスメントとKY(危険予知)活動との違い**

KY活動は予知という言葉からリスクアセスメントと混同されがちです。KY活動の内容は作業を開始する前に、その日の作業内容・現場の状況を把握しヒューマンエラーの防止はもちろん、不安全行動・状態に対して対策を立てるものです。つまり、**KY活動は立てた対策を実践するための活動**であり、作業開始直前に行います。一方、**リスクアセスメントは工法・機械・設備や作業管理、すなわちハード、ソフト両面から危険性又は有害性の調査**を行い、その中に潜在する**労働災害、事故の発生原因**を洗い出し、その内容を評価し、**危険性又は有害性を除去・低減させる措置を事前に導く**ことが目的となっています。したがって、リスクアセスメントは**工事の計画が変更可能な計画作成段階で行う**こととなります。このように**KY活動が日常の安全衛生管理活動として行われている**のに対して、**リスクアセスメントは、作業計画や作業手順を作成するとき、あるいは類似の労働災害の再発防止対策を立てるときなどに重要な役割を果たす**ものです。よってその実施時期やリスク低減措置を検討するという考え方に大きな違いがあります。

2) **リスクアセスメントを取り込んだ作業手順書**はどのように作成するのか

作業手順書は、下の表に示すとおり「**作業区分**」、「**手順(主なステップ)**」、「**危険性又は有害性**」、「**作業の急所**」、「**見積り・評価**」、「**除去・低減対策**」、「**実施者**」の項目で作成されます。

3) **リスクアセスメントを取り込んだ作業手順書**が作成できたら

a. **もう一度元請の工事計画と付き合わせる**

作業手順書は、元請に提出する前に、元請の工事計画との整合性がとれているかももう一度確認することが大切です。元請が足場や揚重計画を見直していることがありますので、注意が必要です。元請の工事計画が変更されていれば、作成した作業手順書も見直しが必要です。工事現場の実状に合った作業手順書でないと使い物にはなりません。

b. **作業員に周知する**

作業手順書は、作業員に教え、そして守らせなければ意味をなしません。作業の進展に応じて、作業手順書の重要な部分を作業員に周知しておかなければなりません。周知の時期としては、「作業開始前」又は「送り出し教育」で行うのが良いでしょう。また、作業員に周知するときは、
 「どんな危険性又は有害性があるか(特定)」
 「どの危険性又は有害性がかつとも危ないのか」
 「そのために、どうしなければいけないのか(対策)」
 という順序で説明すると、理解を得られやすいものです。

4) リスクアセスメントを取り込んだ作業手順書活用中に留意すべきこと

- ① 作業中に災害、事故やヒヤリ・ハットなどが生じた場合は、原因となった危険性又は有害性を見極めて作業手順書を手直しする。
- ② 手戻りや不具合が生じたときは、何か原因がよく調べて、再発防止のため作業手順書を手直しする。
- ③ 貸与されている機械の機種が変わるなど、作業条件や環境が変更した場合は、作業手順書を手直しする。

5) まとめ

建設業は、その特性から工事現場において潜在的危険性が多く内在しており、これらを明らかにして、実施すべき事項を決定することが重要です。

リスクアセスメントを導入することにより、現場に潜在する「危険性又は有害性」について「可能性」と「重大性」を評価して「優先度」に応じてこれを除去・低減する対策に重点的に取り組むことが容易になり、安全衛生活動のさらなる向上が期待できます。

作業手順書及びリスクアセスメントの効果

① 早く、正しくわかる作業内容



④ 無理なく実行



② 作業の現状把握



⑤ わかりやすい適正配置



③ わかりやすい具体的な作業指示



⑥ ムリ、ムラ、ムダがはぶける



作業員の適正配置

適正配置における留意事項

適正配置のために必要なこととして、次の事項にも留意する必要があります。

- 1) 日頃から部下の労働能力（知識・技能・態度・体力等）の把握に努める
- 2) 計画的に部下の安全衛生教育訓練を行い労働能力を高める
- 3) 免許、技能講習、特別教育など必要な資格（教育）を取得するよう、事業者や部下にも働きかける
- 4) 危険有害業務、女性、年少者等に対する法令の規制を確認し、順守する
- 5) 健康診断結果や持病・投薬状況など、健康状態を把握しておく

人員配置に「これで万全」ということはありませんが、無資格者の就業や未熟練者の単独配置など、明らかな「不適正配置」を排除することは最低限の基準として心得ておかなければなりません。人員配置の際はそういった配置になっていないか、必ず確認するようにしましょう。

また職長は、明らかに人数や有資格者が不足する場合など、現場で責任をもって解決できないような問題がある場合は、自分だけで解決しようとせず必ず上司に報告し相談しましょう。

(1) 年齢別災害発生の状況



建設業における年齢別死亡者数・死傷者数の統計によると、両者で若干の違いはあるものの、50歳以上の被災者の割合が非常に高いことがわかります。一方、若年者の発生割合は一見低いようですが、そもそも建設業における15～19歳の雇用者数そのものが全体の雇用者数の0.8%であり、20～29歳の12.3%、30～39歳の約14.8%などと比較すると15～20分の1程度であり、単位就業者数当たりの災害の発生率としては非常に高いことにも注意が必要です。

表 7 単位就業者数当たりの死亡・死傷災害発生率

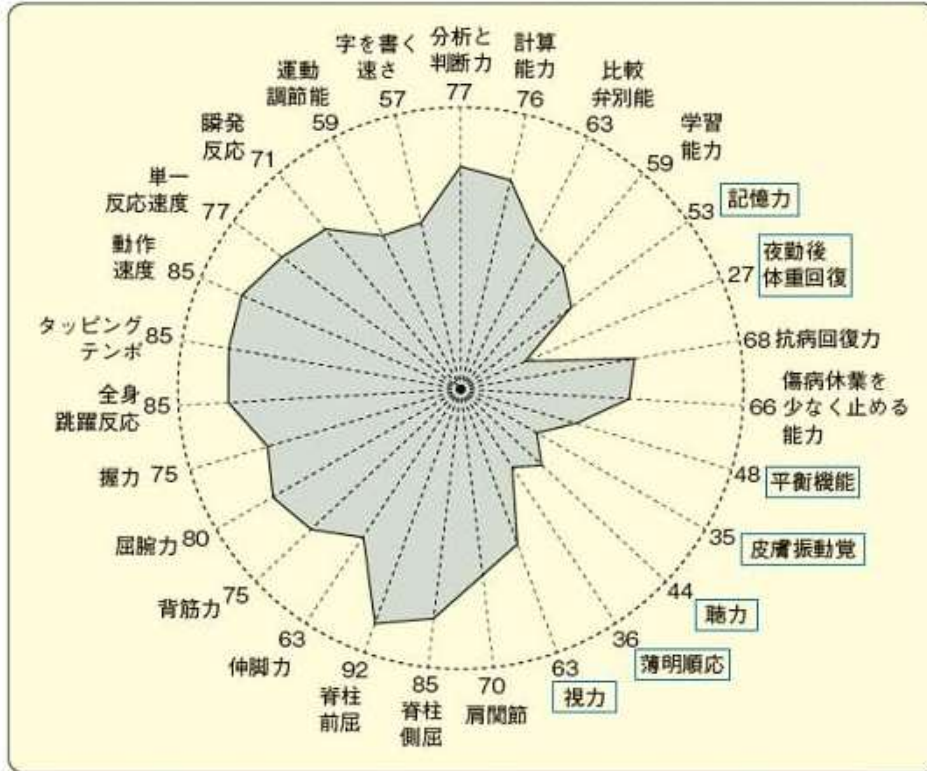
	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
①就業割合	0.8%	12.3%	14.8%	25.8%	22.0%	24.3%
②死亡者割合	1.9%	8.9%	11.6%	20.9%	22.9%	33.7%
②÷①	2.38	0.72	0.78	0.81	1.04	1.39
③死傷者割合	2.5%	17.4%	15.9%	20.5%	18.6%	25.1%
③÷①	3.13	1.41	1.07	0.79	0.85	1.03

※例えば、15～19歳は全体の0.8%の人数で全体の死亡者数の1.9%が発生しており、人数の割に死亡率が非常に高いと判断されます。

(2) 高年齢作業者の適正配置

建設現場の高年齢作業者の適正配置にあたっては、作業の条件、作業環境および高年齢作業者の特性を十分理解しておくことが大切です。高年齢作業者を配置する際の具体的な対策として、まずは基本的な安全対策が確実に行われていることを確認し、その充実を図ることが基本です。加えて、高年齢作業者の加齢に伴う機能低下についての対応や、各々の特性に配慮した配置が求められます。

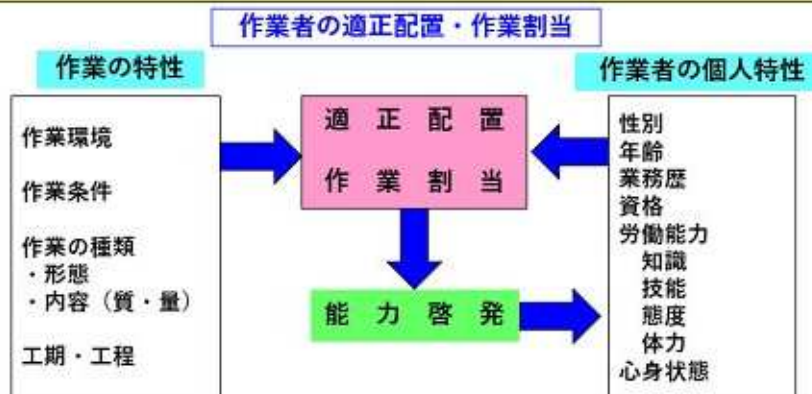
20～24 歳ないし最高期を基準としてみた 55～59 歳年齢者の各機能水準の相関関係



【出典】：高齢者の労働能力（労働科学業書 53）労働科学研究所

作業者の適正配置

予定された仕事を計画どおりに完成させるため、仕事の量と質に見合うように、作業員個々の資格・特性・知識・技能・体力などを考慮して仕事を割り当てること



事業者の皆さまへ

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

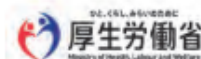
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



- 団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/seisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshiqoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

- 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

- 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



- 腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報 

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- 職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

